

第14回大阪府森林環境整備事業評価審議会におけるご意見等

■開催日時: 令和4年6月24日(月)午前10時00から

■開催場所: 大阪府咲洲庁舎41階会議室(大)

■出席委員: 梶原委員、鍋島委員、増田委員、(オンライン: 蔵治委員、栗山委員、藤田委員)

以上6名(五十音順)

■審議議事要旨

□令和3年度森林等環境整備事業(危険溪流の流木対策事業)の実施状況及び令和3年度実績に係る評価について

○ 第三者評価については、令和3年度事業は妥当である。また、今年度も資料記載の計画どおり進めて問題なし。

○ 防災教室の実施状況について、参加人数の一覧表があるが、住民の方の何割が出席したとか、男女や年代別といった内訳を把握された上で、周知が届いてない年齢層などを分析し、広報されたら良いと思う。

事業効果の検証にあたっては、防災教室の出席者に対するアンケートに留まらず、保全対象となる地域の全世帯に対してアンケートをし、どれぐらいの回収率で、そのうちの8割相当といった形の報告をしていただきたいと思うのでよろしくお願いいたします。

□令和3年度森林等環境整備事業(都市緑化を活用した猛暑対策事業)の実施状況等について

○ 前回委員会に意見があったが、令和4年度の採択事業でも大型プランターでの低木緑化に留まっているところが多い。地植えに比べてプランターでの緑化の維持は難しく、2年目以降にどのような状態になっているのかを評価しないと、投資に見合う緑化ができていないのではないかと危惧がある。

また、地植えによる高木緑化の検討を申請事業者働きかけを積極的にされているとのことだが、良い事例を提示できたら事業者にとっても参考になると思うので、具体的な成功事例を活用しながら説明されると良いと思う。

○ ヨーロッパやアメリカの都市では、ヒートアイランド対策として、樹冠の投影率を都市域の4割確保するような政策展開をしている都市が結構ある。一方で、日本は高木対策が、台風による倒木などを理由に強剪定を実施しているところが非常に多く、間違った方向にいつている。樹冠を広げるためには、根が張れる体積をいかに多くするかが非常に大事で、小さな植え柵で根の張れる体積が非常に少ないと、上の樹冠も育たない。高木緑化は極力大きな根鉢を作ることが原則。日本の公共事業の設計基準はものすごく小さい。このような話も、今後、指導される時にしていただければいいのではないかと思います。

○ 猛暑対策事業は、あくまでも熱中症対策的な目的であるが、高木や樹冠の被覆率等は流域治水という観点でも非常に重要であると最近議論されている。大雨時に水害に至らないようにするために、できるだけ都市の樹木で一時的に貯水する機能を発揮することも流域治水である、という考え方がヨーロッパ等ではかなり普及している状況。

なので、事業PRをする際に、暑熱環境の緩和だけではなくて、グリーンインフラを含め、複合的な効果が見込めるということも、伝えていただきたい。

- 前回も話があったが、交通事業者はコロナの影響で経営的に一定疲弊され、また、将来予測が立ちにくいことから、本事業においては、かなり予算消化上で苦戦していると状況。この件について、前回の委員会で、要綱の改正も含め、もう少し広範囲に事業展開できるようにすべきではと話しさせていただいたが、本日の回答は、この夏頃をめどに一定の方向性を出したいとのこと。
引き続き積極的な対応をよろしくお願いしたい。

□その他

- 国の森林環境譲与税について、府内市町村への譲与税額や、どのような事業に使われているのか等の活用状況、府の支援策も含め、次回教え欲しい。
- 関西には琵琶湖があり、歴史的に水源涵養という形で、給水を受けている大阪府を含めた阪神間の自治体は、滋賀県の森林に対してかなりのお金を払っていた。そういう観点で極端に言うと、下流部の市においては、上流部の森林に対して流域管理的な概念で森林環境譲与税が使えないかと思う。例えば堺市や大阪市は、全く流域に関係ない姉妹都市産の木材利用を行っている。
次回は、このような議論を、譲与税がどんな形で使われているか、どんな事例があるのかといった話の中でまた議論させていただければと思う。